

小沢氏検審、補助員決まる

起訴適否、来月議決か

小沢一郎民主党前幹事長の資金管理団体「陸山会」を巡る政治資金規正法違反事件で、小沢氏を強制起訴すべきかどうかを判断する

東京第5検察審査会の第2段階の審査を補助する弁護士(審査補助員)が決まったことが分かった。これに伴い第2段階の審査が進む

とみられ、審査員の約半数の任期が切れる10月末までに議決が出る可能性が高まった。

第2段階の審査で、第5審査会が再び起訴

すべきだとして「起訴議決」をすると、小沢氏は裁判所が指定する弁護士によって強制的に起訴される。首相になった場合は、憲法の規定により起訴には本人の同意が必要とされているが、小沢氏は起訴議決が出れば同意すると明言している。

小沢氏の検審開始

来月にも2度目議決

小沢一郎・民主党前幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地取引をめぐる政治資金規正法違反事件で、東京第5検察審査会が小沢氏の不起訴処分について

二度目の審査を始めたことが、関係者への取材で分かった。審査員に助言する審査補助員の弁護士も選ばれ、十月中にも議決が出る見通し。

東京第5検察審査会は四月、小沢氏を「起訴相当」と議決。東京地検特捜部はその後の再捜査でも小沢氏を不起訴としたため、第五検察審査会が再審査することになっていた。

起訴相当の議決をした審査員十一人はすべて任期を終えており、新しいメンバーが二度目の審査をする。このうち六人の任期が十月末までのため、同月中に議決される見通し。審査員十一人中八人以上が起訴すべきだと議

決すれば、小沢氏は裁判所指定の弁護士によって強制的に起訴される。

小沢氏は民主党代表選に勝って首相に選出された場合、強制起訴の議決が出されても訴追に同意することを明言している。

検審 再審査を本格化

小沢一郎氏の資金管理団体「陸山会」をめぐる政治資金規正法違反事件で、小沢氏が2回不起訴処分となった平成16、17年分の政治資金収支報告書への虚偽記載容疑について、東京第5検察審査会の再審査が本格化したことが7日、分かった。法的助言をする「審査補助員」の弁護士が選任され、10月下旬には議決が出される公算が大きい。

東京第1検審が「不起訴不当」

議決 来月下旬の公算

と議決した19年の虚偽記載容疑については、東京地検特捜部が小沢氏に4回目の事情聴取を要請。小沢氏は14日の民主党代表選後に応じる意向を示しており、小沢氏の関係者は「地検との日程調整は代表選後になる」としている。

第5検審は4月、小沢氏について「起訴相当」と議決。特捜部が再び不起訴処分としたことを受け、再審査している。再審査では、審査に慎重を期すため審査補

助員としての弁護士の選任が義務づけられている。関係者によると、審査補助員の選定は当初難航したが最近、ようやく決まった。

審査員は補助員の助言の下、証拠を分析したり、担当検事から意見聴取したりして、「起訴すべきだ」と議決(起訴議決)するか否かを判断する。審査員11人のうち6人が10月末に交代するため、それまでに議決が出されるとみられる。起訴議決された場合、小沢氏は強制起訴される。ただ、憲法では大臣を首相の同意なしに起訴することは認められておらず、強制起訴となるかは不透明だ。

東京新聞朝刊

起訴相当の議決をした審査員十一人はすべて任期を終えており、新しいメンバーが二度目の審査をする。このうち六人の任期が十月末までのため、同月中に議決される見通し。審査員十一人中八人以上が起訴すべきだと議